

平成14年7月8日

各位

会社名 エスフーズ株式会社  
代表者 取締役社長 森島 征夫  
(コード番号2292東証・大証一部)  
問合せ先 取締役専務執行役員  
経営管理グループ担当  
富沢 進  
(TEL0798-43-1065)

## ストックオプション（新株予約権）の割当に関するお知らせ

当社は、平成14年7月8日開催の当社取締役会において、当社第36回定時株主総会で承認されました商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づくストックオプションとして発行する新株予約権について、具体的な内容を下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、新株予約権の行使に際しての払込価額、その他未定の部分は、当該新株予約権の発行予定日であります平成14年7月24日に決定する予定です。

### 記

1. 新株予約権の発行日  
平成14年7月24日を予定
2. 新株予約権の発行数  
596個（各新株予約権1個当たりの株式数500株）
3. 新株予約権の発行価額  
無償とする。
4. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数  
当社普通株式 298,000株
5. 新株予約権の行使に際しての払込価額  
未定
6. 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額  
未定
7. 新株予約権の行使期間  
平成16年6月1日から平成18年5月31日まで
8. 新株予約権の行使の条件
  - ① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位を保有していることを要する。ただし、権利行使期間内における任期満了による退任、従業員の定年退職その他取締

役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

- ② 権利行使日前日の終値が平成14年2月期の連結1株当たりの株主資本の金額以上となっていること。

9. 新株予約権の消却事項及び条件

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。
- ② 新株予約権の割当を受けた者が権利行使する前に8. ①に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、新株予約権は無償で消却することができる。

10. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価額のうち資本に組入れる額

新株の発行価額中、資本に組入れる額は、かかる発行価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じたときは、これを切り上げる。

11. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

12. 新株予約権の割当を受ける者の内訳及び人数

当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員 86名

【ご参考】

- (1) 定時株主総会付議のための取締役会決議日 平成14年4月22日
- (2) 定時株主総会の決議日 平成14年5月28日

以上